



KAIRO BIMONTHLY

海路隔月版

KKC「お見合い交流会」、商工会議所「企業法務基礎講座」大盛況！

◆KKC「起業家・投資家・専門家『お見合い交流会』」



(2010/10/16 ひろしまハイビル21にて)

前号でご案内した NPO 法人広島経済活性化推進倶楽部(理事長山下江)の交流会および広島商工会議所の企業法務講座(講師山下江)が、

◆「実務で役立つ『企業法務』基礎講座」



(2010/10/21 広島商工会議所にて)

それぞれ約 70 名、約 90 名の参加者を迎えて、お陰さまで大盛況の内に無事終了しました。

次回のお越しもお待ちしております。

弁護士 ON・OFF 第3回

弁護士 柴橋修

表題が弁護士ON・OFFとなっているので、仕事から離れて、自分の趣味や楽しいと思うことなどを書こうと思いましたが、なかなか思い浮かばず、日々の生活が仕事中心になっていることにあらためて気付かされたところです。



気分転換に買い物をするという話は良く聞きますが、私は買い物自体よりもむしろ、物を買うまでに商品を徹底的に調べて比較検討することが好きで、これがいい気分転換になっています。最近、家電芸人などという人たちがおられますがない感じでしょうか。

自分でお金を出して買おうとしているものだけに、調べるのに真剣になるため、知識がかな

りスムーズに頭に入ってくるように感じます。実際、前にカメラを買ったときも、様々な知識を得ることができ、そのおかげで同僚からおすすめのカメラを尋ねられたときも的確な(たぶん)アドバイスができたのではないかと思います。

また、稀ではありますが、このように仕入れたマニアックな知識が仕事でも役に立ったりもするので無駄になりません。

最近、マツダスタジアムに乗っていこうと思ひ、広島に帰ってきてからはじめて自転車を購入しました。これも、買うまでにいろいろと最近の自転車の機能などについて調べるのが楽しく、いい気分転換になりました。

ただ、買ってからはすっかり熱が下がってしまいあまり乗っていないので、健康のためにもう少し乗るようにしたいと思います。



弁護士 山下江の「実務に役立つ企業法務の基礎」第3回

印章の種類と意義

今回は、印章・印影の種類とそれぞれの意義について、説明します。

担当者印。担当者が職務上使用する印章です。担当権限のあるものが押印したものであれば、法的にその会社に効力が及びます。

実印と認印

実印とは、公的に届け出た印章です。個人の場合は、登録しようとする印章を住民登録してある市区町村役場か出張所に持参し、印鑑登録申請を行うことになります。印章は市販のものでも構いません。会社の場合は、会社の本店所在地を管轄する法務局に設立登記をする際に届け出る印章であり、これがその会社の代表者印となります。

認印とは、これら以外の印章です。

実印と認印の差異ですが、実印が必要と法定されている場合(例えば、不動産所有権移転登記の売主側、遺産分割協議に基づいて相続登記をするときの遺産分割協議書など)を除き、法的効力に差異はありません。しかし、争いとなつたときは、実印の方が証明力が強い(本人が押したと推定される)。



印鑑証明書

印鑑証明書は、押印された印影が実印によるものであることを証明するための書類です。印鑑証明書が必要とされる場合は、3か月または6か月以内のものを要求されることが多いので注意が必要です。

印鑑登録証(カード)により印鑑証明書を取得することができます。実印と同カード、印鑑登録証明書は全部盗難に遭うと危険ですから別々に保管すべきです。

印影の種類

契印。1通の文書が2通以上にわたるときに、その文書が一体であり、その順序に綴られていることを明らかにするために、文書の両頁にまたがつて押印する印影です。一部差し替えを防止します。署名部分に押印する印章を使います。

訂正印。文章の字句を訂正する際に押印する

会社印の種類

社長印。会社の実印のことです。通常は二重の円内に「○○株式会社(外円内)」「代表取締役印(内円内)」と刻印されているので、俗に丸印と呼ばれます。

社印。通常四角の印章に「○○株式会社之印」と刻印されているので、俗に角印と呼ばれます。これは認印です。

銀行印。取引銀行に届け出た印章で、預金の払戻しや手形小切手の振出などで必要となります。実印(社長印)を用いても構いません。



印影で、署名部分に押印する印章を使います。

捨印。後日の文書内容の訂正のため、予め欄外に押印する印影で、署名部分に押印する印章を使います。訂正の際に一々改めて押印をもらわなくて済むので便利ですが、悪用される危険もありますので、相手方が信用できる場合にのみ押印します。実際にこの捨印が利用された場合は、訂正印となります。

割印。2通以上の独立した文書がある場合に、その文書が同一であるとか、関連があることを示すために、それらの文書にまたがって押印する印影です。

消印。収入印紙の再使用を防ぐために、印紙と台紙にまたがって押印する印影です。

止印。文書の終了を示すために文書末尾に押印する印影です。あまり使われていません。

記名押印と署名

署名は自書するものです。

記名は、署名以外の方法、すなわちゴム印やスタンプ、印刷などで名称を表すものです。

記名は署名のように本人特有の痕跡が残らないため、押印をあわせて用います。すなわち、記名には押印が必要と言うことになります。

例えば手形は、広義の署名が要件とされていますが、記名押印も法定の要件とされています。銀行は銀行届出印(印影)と手形上の印影を照合して、本人を同定しています。

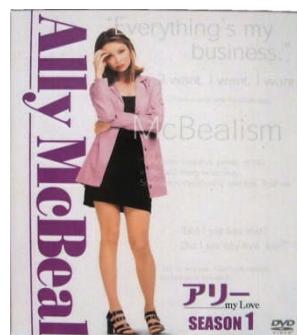
事務局コラム 第3回 「15周年」

W. M

学生の頃、姉の影響で海外ドラマを見始めました。これまでにいくつかハマったドラマがありますが、その中で最近改めて見直しているのが、アメリカの若手女性弁護士が主人公の「アリー myLove」です。法律事務所が舞台となり、何人かの弁護士と秘書が登場します。主人公を始めとして、仲間の弁護士、判事、依頼者、親友、登場人物がみんなとても個性的なのです。会話のすべてがユーモラスで、テンポよく話が進んでいきます。ここで働く弁護士は、見た目が派手だったり、お金のことしか考えてなかつたり、法廷中に奇妙な行動を取って陪審員の気を引いたりと、一見はちゃめちゃですが、いざという時には団結して素晴らしい結果を出します。ここがドラマだなあと思ったりもしますが、やっぱり魅力的です。

ふと、自分が働く事務所を振り返ってみると、ここ一年で弁護士も秘書も大幅に増え、これま

で以上に個性的な面々がそろいました。DVDを引っ張り出して観なくても、毎日職場でドラマが繰り広げられているのです。仕事の合間合間で、面白い行動をとる人を目撃したり、つられ笑いをしてしまうような会話がふと聞こえてきたり・・・。BGMをかけてみたくなります。ドラマを観るような視聴者の感覚で、たまに客観的に事務所の日常を見てみるのも楽しいな、と思う今日この頃です。



アリー myLove SEASON 1 の DVD



法律事情なう

◆(株)武富士、経営破たん

平成22年9月28日、(株)武富士は東京地方裁判所に会社更生法を申請しました。

会社更生法は、経済的苦境に陥った会社が、裁判所の監督のもと、債務の大幅カットをすることにより、会社の再建を図る手続きです。武富士に対する過払い債権者は膨大な数にのぼると見込まれていますが、その多くは、自身が債権者であることを認識していないと考えられています。

当事務所HPにも、対応について説明していますので、ご参照ください。

◆事務所パンフレットと交通事故小冊子を作成しました！

山下江法律事務所では、このたび、事務所案内のパンフレット2種(「山下江法律事務所のご案内」、「顧問契約のご案内」)および交通事故問題に関する小冊子「交通事故で適正な賠償を受けるには」をご用意させていただきました。「山下江法律事務所のご案内」では、個人の皆様、企業の皆様それぞれに、当事務所がお役に立てる業務内容を簡潔に例示させていただきました。「顧問契約のご案内」では、顧問弁護

士を持つことの7つのメリットと当事務所での顧問契約の6つのポイントを詳しくご説明させていただきました。「交通事故で適正な賠償を受けるには」は、全12ページの小冊子で、賠償金額の基準の違いおよび等級認定の違いによって、弁護士が介入することで得られる賠償額が増額するケースが多いことを解説しています。

ご入用の方は、当事務所にご連絡ください。

◆セミナー開催のご案内

山下江法律事務所では、現在、平成23年より年3回、1、5、9月の第4火曜日18時30分～2時間の企業法務セミナーを企画しています。

顧問先会社様からのご参加は、何名でも無料、その他一般の方のご参加は、1回につきお一人様5,000円、会場は八丁堀シャンテを予定しています。各回の開催日とテーマは以下のとおりです。皆様のご参加をお待ちしております。

- ・第1回：1月25日 講師 弁護士 山下江
「残業代請求への対応について」
- ・第2回：5月24日 講師 弁護士 山下江
「取締役の経営責任と企業の社会的責任(CSR)」
- ・第3回：9月27日 講師 弁護士 山下江
「中小企業と独占禁止法」



山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office

〒730-0012広島市中区上八丁堀4-27上八丁堀ビル703

営業時間：平日 9時～18時

TEL：0570-008450 / FAX：0570-008455

電話受付：平日 9時～21時、土曜10時～17時

相談時間：月曜 9時～21時(夜間相談有り)、火曜～金曜 9時～18時、土曜10時～17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。

E-MAIL：info@law-yamashita.com メール受付：年中無休24時間対応